

日向市告示第 228 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する指定（同条第 6 項の特定行政庁が第 1 項第 2 号の指定と併せて指定する特定工程後の工程を含む。）について、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 11 に掲げる事項を次のとおり公示し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

なお、令和 5 年日向市告示第 235 号は、令和 7 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 6 年 10 月 24 日

日向市長 西村 賢



1 中間検査を行う区域

日向市全域

2 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げる構造、規模及び用途のいずれかに該当するものとする。

(1) 木造の建築物で 2 以上の階数を有し、又は延べ面積が 200 m<sup>2</sup>を超えるもの

(2) 長屋又は共同住宅で、2 以上の階数を有するもの（共同住宅にあつては、法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する特定工程を含む工事を行うこととなるものを除く。）

(3) 鉄筋コンクリート組積造のもの

3 指定する特定工程

次のとおりとする。

なお、2 以上の構造を併用した建築物にあつては、1 階床面積が最大の構造に係る区分による。また、増築又は改築にあつては、初めて特定工程を施工する階を 1 階とみなす。

(1) 木造にあつては、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（杵組壁工法等は耐力壁の工事等）

(2) 鉄骨造にあつては、1 階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事

(3) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、2 階の床（階数が 1 の建築物にあつては屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

(4) その他の構造にあつては、2 階の床（階数が 1 の建築物にあつては屋根）及びこれを支持するはりを取り付ける工事

4 指定する特定工程後の工程

次のとおりとする。

(1) 木造にあつては、構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）又は内装工事

(2) 鉄骨造にあつては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）又は内装工事

(3) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、2 階の床（階数が 1 の建築物にあつては屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

(4) その他の構造にあつては、特定工程を覆う外装工事又は内装工事

5 適用除外

次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。

(1) 法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等である建築物

(2) 法第 85 条の適用を受ける建築物